

高岡市公園愛護協力推進協議会規約

(名 称)

第1条 この会は、高岡市公園愛護協力推進協議会（以下「推進協議会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 推進協議会は、公園愛護協力会の相互の発展を図ることにより公園美化を推進し、地域住民のうるおいとやすらぎのある住みよいまちづくりに寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 推進協議会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 公園及び緑地の美化運動の推進に関すること。
- (2) 公園愛護思想の啓発及び広報活動に関すること。
- (3) 公園愛護協力会の育成及び指導に関すること。
- (4) 公園愛護協力会相互の交流、連絡調整等に関すること。
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な事業に関すること。

(構成団体)

第4条 推進協議会は、第2条の目的に賛同する公園愛護協力会を構成団体として組織するものとする。

(役 員)

第5条 推進協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 幹事長 1名
- (4) 理 事 若干名
- (5) 監 事 2名

2 推進協議会に、顧問を置くことができる。

(役員任期)

第6条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は任期満了後において、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うものとする。

(役員選任)

第7条 会長は、総会において選任する。

2 副会長、幹事長、理事ならびに監事は、総会の承認を得て、会長が任命する。

(役員職務)

第8条 役員は、次の職務を行う。

- (1) 会長は、推進協議会の会務を総轄し、推進協議会を代表する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する副会長が、その職務を代行する。
- (3) 幹事長は、会長、副会長を補佐し業務を遂行する。
- (4) 理事は、役員会を構成し推進協議会の会務の執行を決定する。

(5) 監事は、推進協議会の会計及び会務を監査する。

(総 会)

第9条 総会は、年1回会長が招集する。ただし、必要に応じて臨時総会を開くことができる。

2 総会は、次の事項を決議する。

- (1) 事業計画及び予算
- (2) 事業報告及び決算
- (3) 規約改正
- (4) その他総会が必要と認めた事項

3 総会の議長は、会長をもって充てる。

4 総会の議事は、出席会員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(役員会)

第10条 役員は、会長、副会長、幹事長、理事及び監事をもって構成し、会長が必要に応じて招集する。

2 役員会の議長は、会長をもって充てる。

3 役員会において審議、決定する事項は、次のとおりとする。

- (1) 総会に付議する事項
- (2) 推進協議会の運営に関する事項
- (3) その他会長が必要と認める事項

(経 費)

第11条 推進協議会の経費は、年会費2,000円及び寄付金などをもって充てる。

(会計年度)

第12条 推進協議会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第13条 推進協議会の事務を処理するため、事務局を高岡市都市創造部景観みどり課内に置く。

(細 則)

第14条 この規約に定めるもののほか、推進協議会の運営に関し必要な事項は、会長が役員会に諮って定める。

附 則

この規約は、平成11年4月1日から施行する。

平成17年4月22日	第13条 改定
平成18年4月1日	第5条・第7条・第8条・第10条・第11条改定
平成21年4月1日	第5条・第7条改定
平成27年4月1日	第13条改定
令和3年5月31日	第13条改定